

資産課税課情報	第16号	令和3年7月7日	国 税 庁 資産課税課
---------	------	----------	----------------

相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）等の施行に伴い、「相続税法基本通達」（法令解釈通達）及び「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）については、令和3年6月24日付課資2-14ほか2課共同「相続税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）により、所要の整備を行ったところであるが、そのあらましについて別添のとおり送付するので、執務の参考とされたい。

なお、単なる条項の異動等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

目 次

【措置法第 70 条の 2 ((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係】 . . . 1

70 の 2—8 の 2 既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類 1

【措置法第 70 条の 2 の 2 ((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係】 . 3

70 の 2 の 2—9 教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等 . 3

《省略用語例》

この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

【措置法第70条の2（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）】

(既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類)

70の2—8の2 措置法令第40条の4の2第4項及び第9項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第4項第1号に掲げる要件に該当すること及び措置法第70条の2第2項第3号に規定する経過年数基準に適合することについて措置法規則第23条の5の2第4項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。

- (1) 当該住宅用家屋の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該住宅用家屋の家屋番号
- (2) 当該住宅用家屋に係る不動産登記規則第34条第2項に規定する不動産番号

(新設)

(説明)

令和元年12月16日に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第11条により、登記事項証明書を添付することが規定されている法令については、当該法令の規定に関わらず、行政機関等が、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付をすることを要しないこととされている。

この点、措置法第70条の2第1項（以下「住宅取得等資金の非課税」という。）の適用に係る既存住宅用家屋（同条第7項の規定により既存住宅用家屋とみなされる要耐震改修住宅用家屋を含む。以下同じ。）については、措置法令第40条の4の2第4項各号に掲げる要件（床面積に関する要件及び耐震基準又は経過年数基準）を満たすことについて、財務省令で定める一定の方法により証明されていることが必要とされていたところ、令和3年度税制改正により、税務署長が納税者から提供された建築後使用されたことのある住宅用家屋に係る「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令」第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項（以下「不動産識別事項等」という。）を使用して入手等をした登記事項により、当該住宅用家屋が既存住宅用家屋に係る要件を満たすことが確認できたものについても、住宅取得等資金の非課税の対象となる既存住宅用家屋に含まれることとされた。

この「不動産識別事項等」とは、具体的には次に掲げる事項をいい、建築後使用されたことのある住宅用家屋について当該事項のいずれかの記載のある書類を住宅取得等資金の非課税の適用に係る贈与税の申告書とともに提出する場合には、登記事項証明書の添付は不要となる。

- (1) 当該住宅用家屋の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該住宅用家屋の家屋番号
- (2) 当該住宅用家屋に係る不動産登記規則第34条第2項に規定する不動産番号

また、不動産識別事項等の提供方法については特段規定されていないため、不動産識別事項等が記載されている証明書等の写しを添付する場合や、申告書等に不動産識別事項等を記載して提出する場合など、その種類及び様式を問わず不動産識別事項等が記載されている書類の添付又は提出があれば登記事項証明書の添付を省略することができることとなる。

本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

《参考》

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抄）

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（抄）

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一 省略	省略
二 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 ロ 省略
三～五 省略	省略

○ 不動産登記規則（抄）

（申請情報）

第三十四条（略）

2 令第六条第一項に規定する不動産識別事項は、不動産番号とする。

【措置法第 70 条の 2 の 2 (直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税) 関係】

(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)

70 の 2 の 2—9 贈与者が措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、これらの信託又は贈与による受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等の取得(以下、70 の 2 の 2—9 において「信託受益権等の取得」という。)をした日の次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるところによることに留意する。

1 令和 3 年 4 月 1 日以後に信託受益権等の取得をした場合(令和 3 年 3 月 31 日以前の信託受益権等の取得もある場合を除く。)

(1) 措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類(措置法第 70 条の 2 の 2 第 9 項に規定する電磁的記録を含む。)を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出又は提供した場合に限る。)をいう(以下 70 の 2 の 2—9 において同じ。)

- ① 23 歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合

イ 贈与者死亡の届出(措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 1 号、下図 1 の(1)イ)

...

ロ 管理残額の相続税課税(措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 2 号、下図 1 の(1)ロ)

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額(措置法第 70 条の 2 の 2 第 19 項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第 2 項第 1 号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500 万円を限度とする。以下 70 の 2 の 2—10 までにおいて同じ。)を控除した残額として計算した金額(以下 70 の 2 の 2—10 までにおいて「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下 70 の 2 の 2—9 (1(1)ホ及び 2(1)ホを除く。)において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{贈与者が死} \\ \text{亡した日に} \\ \text{おける教育} \\ \text{資金管理契} \\ \text{約に係る非} \\ \text{課税拠出額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡} \\ \text{した日におけ} \\ \text{る教育資金管} \\ \text{理契約に係る} \\ \text{教育資金支出} \\ \text{額(注 1)} \end{array} \right) \times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は} \\ \text{金銭等のうち措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項} \\ \text{本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格} \\ \text{に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額(注 2)}}$$

(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 2 号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 2 号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち同条第 1 項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前 3 年以内贈与加算等(措置法令第 40 条の 4 の 3 第 19 項等、下図 1 の(1)ハ)

...

ニ 相続税額の2割加算（相続税法第18条、下図1の(1)ニ）

相続により取得したものとみなされる管理残額については、相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用がある。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第12項第4号、下図1の(1)ホ）

・・・

- (2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれかに該当する場合（下図2の(1)上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等））に同じ。

（注）・・・

2. 令和3年3月31日以前に信託受益権等の取得をした場合（下記3に該当する場合を除く。）

- (1) 措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(2)イ）

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 経過措置管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第12項第2号、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）附則第29条第2項、下図1の(2)ロ）

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額として計算した金額のうち次の算式により算出した金額（以下70の2の2—10までにおいて「経過措置管理残額」という。）を当該贈与者から相続により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。

$$\frac{(A - B \text{ (注1)})}{A \text{ (注2)}} \times \frac{C - (D + E)}{A \text{ (注2)}}$$

A = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額

B = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額

C = 死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D = Cのうち平成31年3月31日以前に取得した部分の価額

E = Cのうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得（当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものを除く。）した部分の価額

- (注) 1 当該贈与者の死亡の前日に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 当該贈与者の死亡の前日に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該他の贈与者の死亡前3年以内に限る。）又は令和3年4月1日以後に当該他の贈与者から取得をしたものに限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(2)ハ）

措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。

ニ 相続税額の2割加算（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の措置法第70条の2の2第10項第4号、下図1の(2)ニ）

経過措置管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第 18 条((相続税額の加算))の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\frac{\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額}}{\text{受贈者に係る相続税額}} = \left[\frac{\text{受贈者に係る相続税法第 17 条の規定により算出した相続税額}}{\text{経過措置管理残額}} - \frac{\text{経過措置管理残額}}{\text{経過措置管理残額}} \right] \times \frac{20}{100}$$

(注) 経過措置管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\frac{\text{受贈者に係る相続税法第 17 条の規定により算出した相続税額}}{\text{受贈者に係る相続税額}} \times \left[\frac{\text{経過措置管理残額} \times \left[\frac{A}{A+B} \right]}{\text{当該受贈者の相続税の課税価格}} \right]$$

A = 当該贈与者の死亡前 3 年以内に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の取得に限る。)のうち措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額

B = 令和 3 年 4 月 1 日以後に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額

ホ 経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前 3 年以内贈与加算(措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 4 号、下図 1 の(2)ホ)

当該贈与者から相続又は遺贈により経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者(当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。)については、相続税法第 19 条の規定の適用がない。

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれかに該当する場合(下図 2 の(2))上記(1)イ((贈与者死亡の届出))及びハ((非課税適用額の相続開始前 3 年以内贈与加算等))に同じ。

(注) 上記(1)ロ((管理残額の相続税課税)) (二((相続税額の 2 割加算))及びホ((経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前 3 年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。

3 平成 31 年 3 月 31 日以前又は平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(当該贈与者の死亡前 3 年以内を除く。)の信託受益権等の取得のみである場合(下図 1 の(3)及び下図 2 の(3)) 上記 2(1)ハ((非課税適用額の相続開始前 3 年以内贈与加算等))に同じ。

(注) 上記 2(1)イ((贈与者死亡の届出))及びロ((経過措置管理残額の相続税課税)) (二((相続税額の 2 割加算))及びホ((経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前 3 年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。

[図 1] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等(特定事由のいずれにも該当しない場合)

課税関係等	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前 3 年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2 割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前 3 年以内贈与 加算
信託受益権等の 取得をした日					
(1) 令和 3 年 4 月 1 日以後の取 得のみ(令和 3 年 3 月 31 日以 前の取得もある場合を除く。)	必要	課税あり	適用なし	加算あり	適用なし

(2) 令和3年3月31日以前の取得あり（下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり（注1）	適用なし	一定期間の取得分に限り加算あり（注2）	適用なし
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に取得したものではない場合に限る。）	不要	課税なし	適用なし	適用なし	適用なし

(注) 1 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に限る。）及び令和3年4月1日以後の取得分に限る。
2 令和3年4月1日以後の取得分に限る。

〔図2〕信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（特定事由に該当する場合）

課税関係等	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算
信託受益権等の 取得をした日					
(1) 令和3年4月1日以後の取得のみ（令和3年3月31日以前の取得もある場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし		
(2) 令和3年3月31日以前の取得あり（下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし		
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に取得したものではない場合に限る。）	不要	課税なし	適用なし		

※下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

令和3年度税制改正において、信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（受贈者が特定事由（注）に該当する場合を除く。）には、①その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなし、また、②上記①により管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされた者が、当該贈与者の一親等の血族（代襲相続人となった当該贈与者の孫などの直系卑属を含む。）以外の者である場合には、当該管理残額に対応する相続税額について、相続税法第18条（相続税額の加算）に規定する相続

税額の2割加算の対象とするなどの措置が講じられた。

上記改正は、令和3年4月1日以後に、贈与者が行った措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づく信託、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与について適用されることとされており、令和3年3月31日以前にこれらの信託又は贈与（以下「非課税抛出現」という。）が行われた場合については、改正前の課税関係が適用される（下表参照）。

（注）「特定事由」とは次に掲げる場合をいう。

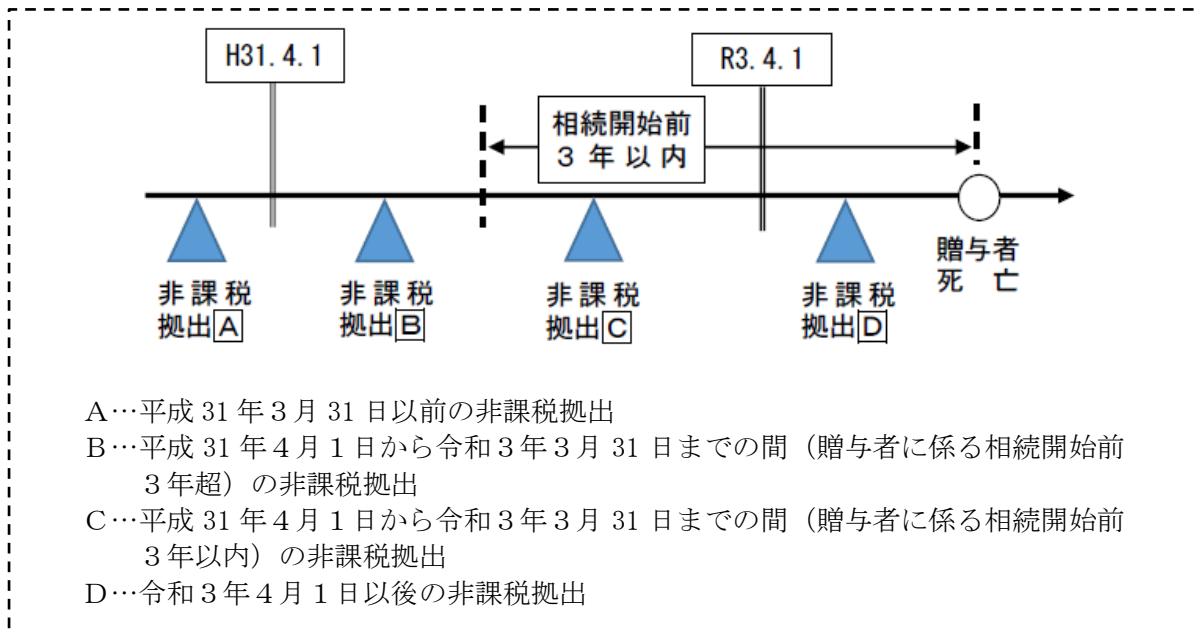
- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 雇用保険法第60条の2第1項（教育訓練給付金）に規定する教育訓練を受けている場合

〔表〕非課税抛出現の時期による贈与者死亡時の相続税の課税関係（特定事由に該当しない場合）

非課税抛出現の時期	～平成31年3月31日	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日～
1 相続財産への加算（管理残額）	加算なし	相続開始前3年以内の抛出現分に限り、加算あり	加算あり
2 相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用なし	適用あり

このため、信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該死亡した贈与者に係る教育資金管理契約に基づき行われた非課税抛出現について令和3年3月31日以前の非課税抛出現がある場合など、非課税抛出現が行われた時期及び態様に応じて課税関係等が異なることに留意する必要がある。本通達はこれらのことを留意的に明らかにした。

〔参考〕非課税抛出現パターン別課税関係等



上記の非課税抛出現のパターン別の贈与者が死亡した場合の課税関係等は、次表のとおりとなる。

(特定事由に該当しない場合)

非課税拋出のパターン	措通 70 の 2 の 2-9	死亡届の提出	(経過措置) 管理残額の相続税課税	非課税適用額の3年以内贈与加算	管理残額部分の2割加算	相続財産を取得していない者の3年以内贈与加算	
A	3	不要	課税なし	加算なし	適用なし	適用なし	
A+B							
A+C	2(1)	必要	Cに課税あり		Dに課税あり		Dに加算あり
A+D			Dに課税あり		適用なし		
A+B+C			Cに課税あり		適用なし		
A+B+D			Dに課税あり		Dに加算あり		
A+C+D			C及びDに課税あり		適用なし		
A+B+C+D			適用なし				
B			3		不要		課税なし
B+C	2(1)	必要	Cに課税あり		Dに加算あり		
B+D			Dに課税あり		適用なし		
B+C+D			C及びDに課税あり		Dに加算あり		
C			課税あり(全て)		適用なし		
C+D			適用なし				
D	1(1)			適用あり			

(特定事由に該当する場合)

非課税拋出のパターン	措通 70 の 2 の 2-9	死亡届の提出	(経過措置) 管理残額の相続税課税	非課税適用額の3年以内贈与加算	管理残額部分の2割加算	相続財産を取得していない者の3年以内贈与加算
A	3	不要	課税なし	加算なし	/	/
A+B						
B						
上記以外	1(2) 2(2)	必要				